

青木村（U I J ターン）就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、三大都市圏のうち転入超過となっている都府県から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 （平成31年4月1日以降）青木村に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき青木村の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を青木村に置くことをいう。
- (2) 移住支援金 U I J ターン就業・創業支援移住事業補助金交付要綱（平成30年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知）及びこの要綱に基づき交付する補助金をいう。
- (3) 企業等 支援金の対象として長野県が選定した法人であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (4) 創業支援金 地方創生起業支援事業に基づき、長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。

（交付対象者）

第3条 移住支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たす移住をした者のうち、第2号の要件を満たす就業をし、又は第3号の要件を満たす創業をしたものとする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国、県又は青木村が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域をいう。以下同じ。）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあたっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた場合に限る。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 移住支援金に係る県及び青木村の要綱が施行された後に移住したこと。
- (イ) 移住支援金の申請が、移住後3か月以上1年以内の期間になされたものであること。
- (ウ) 青木村内に移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に係る事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 前住所地の市町村及び青木村に市町村税等（国民健康保険税・料、介護保険料、保育料、上・下水道料等を含む。）の滞納をしていないこと。
- (イ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (ウ) 日本人、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。
- (エ) その他、青木村長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先として、マッチングサイトに掲載している求人に応募し、採用されたものであること。

ウ 就業者が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業等でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請時に当該企業等に連続して3か月以上在職していること。

オ イの企業等への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 創業に関する要件

創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決定の日から1年以内になされたものであること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、移住支援金の交付の条件とする。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に青木村での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合において、速やかに青木村長に報告してその指示を受けるべきこと。

(2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について県及び青木村から求められた場合において、これに応ずべきこと。

(登録申請)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付対象者登録申請書(様式第1号)を青木村長に提出するものとする。

2 前項の書類の提出期限は、次に定める日とする。

(1) 就業した者 マッチングサイトに掲載された求人の企業等に就業した日から概ね3か月以内

(2) 創業した者 創業支援金の交付決定日から概ね1か月以内

(交付申請及び実績報告)

第7条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)及び移住支援金に係る就業証明書(様式第3号)を青木村長に提出するものとする。

2 前項の書類の提出期限は、青木村長が別に定める。

(交付決定及び額の確定等)

第8条 青木村長は、前条の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 青木村長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の支払い)

第9条 青木村長は、前条第1項の規定による移住支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者に対し、様式第2号による請求に基づき、移住支援金を支払うものとする。

(移住支援金の返還)

第10条 青木村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があると青木村長が認めた場合、又はその者が引き続き青木村内に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞してから3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

(1) 全額返還

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から、青木村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

ウ 創業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から、青木村外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

(捕則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、青木村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区 分	支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

(注) 2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- 2 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、県及び青木村の要綱が施行された後に移住したこと。
- 4 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- 5 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、前住所地の市町村及び青木村に市町村税等(国民健康保険税・料、介護保険料、保育料、上・下水道料等を含む。)の滞納をしていないこと。
- 6 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。